

自己点検シート（人員・運営）（居宅介護支援）

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業者の員数	常勤の介護支援専門員（資格の有効期限内）を1人以上配置していますか。 常勤（ 人）： 非常勤（ 人）	基準第2条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員の員数は基準数（利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。	基準第2条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	主任介護支援専門員ですか。 平成33年3月31日までの間は、管理者として主任介護専門支援員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けているが、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。	基準第3条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	常勤・専従の介護支援専門員（資格の有効期限内）である管理者を配置していますか。	基準第3条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所の介護支援専門員と兼務（有・無） ・同一敷地内の他事業所と兼務している場合は 事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II 運営基準					
内容及び手続きの説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等について説明を行い、文書を交付して説明を行わなければならない。	基準第4条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行わなければならない。	平12老企36第3の6(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求めましたか。	基準第4条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していませんか。	基準第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	サービスが提供が困難な場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	基準第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
要介護認定の申請に係る援助	要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力を行っていますか。	基準第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族の求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当しない居宅介護支援を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	基準第10条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	基準第10条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。	基準第10条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法第46条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第78条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定居宅介護支援の基本取扱方針	要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	基準第12条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準第12条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第13条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。 (自立を妨げている要因を分析していますか。)	基準第13条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	平11老企22第2の3の(7)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	基準第13条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 (事業所のパンフレットやメリット・デメリットを説明、紹介し選択してもらっていますか。)	基準第13条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。 （定められた課題分析項目に状態だけでなく、どうしなければならないか判断根拠を記載し、優先順位を付けているか。）	基準第13条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	基準第13条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完了の日から2年間保存していますか。	基準第29条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	基準第13条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者で共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 計画の原案に位置づけたサービス担当者全員を招集して会議を行っていますか。	基準第13条第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<サービス担当者会議を開催しなければならない場合> ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合				
	サービス担当者会議の開催にあたって、やむを得ない理由（※）がある場合には、サービス担当者に対する照会等により意見を求めていますか。 ※会議の日程調整を行ったが担当者の事由により参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等	基準第13条第14号 平11老企22第2の3の(7)の⑨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者（末期の悪性腫瘍に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合は担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	基準第13条第9号ただし書き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	基準第13条第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	基準第13条第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の個別サービス計画の提出を求めていますか。	基準第13条第12号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条第13号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供していますか。	基準第13条第13の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。（特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。）</p> <p>① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。</p> <p>② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。</p>	基準第13条第14号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>居宅サービス計画の変更の場合には、基準第13条第3号から第12号に規定する一連の業務を行っていますか。</p> <p>ただし、利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合は、この必要はない。</p>	<p>基準第13条第16号</p> <p>平11老企22第2の3の(7)の⑯</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p>	基準第13条第17号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p>	基準第13条第18号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町に届け出なければならない。</p>	基準第13条第18の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。</p>	基準第13条第19号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p>	基準第13条第19の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外のサービス等を位置付ける場合、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。</p>	基準第13条第20号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）</p>	基準第13条第21号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。</p>	<p>基準第13条第22号</p> <p>平11老企22第2の3の(7)の⑳</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>軽度者への位置付けについては、市町からの調査票の写し及び主治医意見書等で必要性を確認していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>上記の検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p>	基準第13条第23号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	基準第13条第24号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	基準第13条第25号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	基準第13条第26号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	地域ケア会議から、要介護被保険者等への支援を検討するための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	基準第13条第27号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が記載されていますか。	平12老企36第2の2(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に通院等乗降介助の訪問介護を位置づける場合には、①通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、②利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨、③総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること、が明確に記載されていますか	老企第36号第2の2(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけられたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	基準第14条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町又は国民健康保険団体連合会に提出していますか。	基準第14条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	次の場合、利用者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 ①利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 ②要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 ③利用者からの申出があった場合	基準第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。 ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。	基準第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項	基準第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	基準第19条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助業務についてはこの限りではない。	基準第19条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員の資質向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての従業員に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、研修の機会を確保していますか。	基準第19条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。	条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立てていますか。	条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	非常災害時の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等（条例第2条）相互間の及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めていますか。	条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。	平11老企22第2の3の(13)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、非常災害対策の具体的計画の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第22条 条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第23条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第23条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。	基準第23条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第25条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第25条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	基準第25条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	基準第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情の内容等を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じえていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去一年間の事故事例の有無：有・無	基準第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無 補償期間（ 年 月 ～ 年 月）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第29条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（④及び⑤にあつては、5年間）保存していますか。 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準第29条第2項 市規則第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

基準；指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

平11老企22；指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

平12老企36；指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

市規則；伊那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成30年3月26日規則第10号）

（記載上の注意事項）

- ・点検結果の判定を、該当する項目（適・不適）に「チェック」を記入してください。
- ・「不適」の項目がある場合は、その事由及び改善方法を記入してください。
- ・点検項目に該当する項目がない場合は、点検結果欄に「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

自己点検シート（報酬）（居宅介護支援）

点検項目	算定有	点検事項	点検結果
居宅介護支援費（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当
居宅介護支援費（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当
運営基準減算	<input type="checkbox"/>	<p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、次の①、②及び③に適合</p> <p>①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う</p> <p>②居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う</p> <p>③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下③において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う</p> <p>居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施</p> <p>居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催等</p> <p>居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付</p> <p>居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催</p> <p>要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催</p> <p>要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催</p> <p>モニタリングの実施にあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施（特段の事情がない限り）</p> <p>モニタリングの結果の記録</p> <p>運営基準減算が2月以上継続していない</p>	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未開催 <input type="checkbox"/> 未交付 <input type="checkbox"/> 未開催 <input type="checkbox"/> 未開催 <input type="checkbox"/> 未開催 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 1ヶ月以上未実施 <input type="checkbox"/> 該当
特別地域居宅介護支援加算	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当
中山間地域等における小規模事業所加算	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	<input type="checkbox"/> 該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当
特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/>	<p>①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存</p> <p>①判定期間における居宅サービス計画の総数</p> <p>②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数</p> <p>③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名</p> <p>④算定方法で計算した割合</p> <p>⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由</p> <p>判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合</p>	<input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 80/100以上
初回加算	<input type="checkbox"/>	<p>新規に居宅サービス計画を作成</p> <p>要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成</p> <p>要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当
入院時情報連携加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	<p>入院してから3日以内の情報提供</p> <p>同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ）</p>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 算定されていない
入院時情報連携加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	<p>入院してから4日以上7日以内の情報提供</p> <p>同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅰ）</p>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 算定されていない

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	<input type="checkbox"/>	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
		入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
		初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	<input type="checkbox"/>	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
		入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
		初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	<input type="checkbox"/>	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
		入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
		初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	<input type="checkbox"/>	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
		入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
		初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅲ）	<input type="checkbox"/>	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
		入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
		初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
通院時情報連携加算	<input type="checkbox"/>	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席	<input type="checkbox"/> あり	
		医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	<input type="checkbox"/> あり	
		居宅サービス計画に記録	<input type="checkbox"/> あり	
		同月に通院時情報連携の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
緊急時等居宅カンファレンス加算	<input type="checkbox"/>	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 実施	
		月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下	
		カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	<input type="checkbox"/> あり	
ターミナルケアマネジメント加算	<input type="checkbox"/>	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> あり	
		利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日14日以内に居宅を訪問	<input type="checkbox"/> 2日以上	
		ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録	<input type="checkbox"/> あり	
		上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供	<input type="checkbox"/> あり	
		他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし	
特定事業所加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上	<input type="checkbox"/> 配置	
		常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上	<input type="checkbox"/> 配置	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保
		算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上
		事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/> 参加
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用
		介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 <input type="checkbox"/> (Ⅱ)を算定している場合は45名未満
		法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施
		多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成
特定事業所加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	<input type="checkbox"/> 配置
		常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上	<input type="checkbox"/> 配置
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保
		事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/> 参加
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用
		介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 <input type="checkbox"/> (Ⅱ)を算定している場合は45名未満
		法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施
		多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成
特定事業所加算（Ⅲ）	<input type="checkbox"/>	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	<input type="checkbox"/> 配置
		常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 2名以上	<input type="checkbox"/> 配置
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保
		事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/> 参加
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用
		介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 <input type="checkbox"/> (Ⅱ)を算定している場合は45名未満
		法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保

点検項目	算定有	点検事項	点検結果
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施
		多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(A)	□	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	□ 配置	
		常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 1名以上	□ 配置	
		専従の介護支援専門員が常勤換算方法で1名以上（他の居宅介護支援事業所との兼務可。ただし、連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は当該事業所に限る）	□ 配置	
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	□ 開催	
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	□ 確保	
		事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	□ 実施	
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	□ 提供	
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	□ 参加	
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	□ 未適用	
		介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	□ 40名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満	
		法定研修等に協力又は協力体制の確保 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	□ 確保	
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	□ 実施			
多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	□ 作成			
特定事業所医療介護連携加算	□	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計	□ 35回以上	
		前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定数	□ 5回以上	
		特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定	□ あり	